

○可茂衛生施設利用組合監査委員事務規程

令和 3 年 3 月 1 9 日
可茂衛生施設利用組合監査委員訓令甲第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、可茂衛生施設利用組合監査委員の事務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 監査委員の事務を補助させるため、監査委員に書記長及び書記（以下「書記長等」という。）を置く。

2 書記長には、可茂衛生施設利用組合行政組織規則（平成11年可茂衛生施設利用組合規則第 1 号。以下「行政組織規則」という。）に規定する総務課の課長の職にある者を充てる。

3 書記には、行政組織規則に規定する総務課総務係の職員を充てる。

(職務)

第 3 条 書記長は、監査委員の命を受け、監査委員の事務を掌理し、書記を指揮監督する。

2 書記は、上司の指揮を受け、事務に従事する。

(事務)

第 4 条 書記長等の事務は、次のとおりとする。

- (1) 監査委員の庶務に関すること。
- (2) 公印の保管に関すること。
- (3) 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (4) 監査委員の予算経理及び物品の管理に関すること。
- (5) 監査、検査及び審査の実施に関すること。
- (6) 監査、検査及び審査の結果の報告、通知、公表等に関すること。
- (7) その他監査委員に関すること。

(専決)

第 5 条 書記長は、次の各号に定める事項について、専決することができる。

- (1) 助言、勧告、指示等で軽易なものに関すること。
- (2) 調査、検査、監査、審査等で軽易なものに関すること。
- (3) 資料の収集、刊行、配付等で軽易なものに関すること。
- (4) 請願、陳情等に関する措置で軽易なものに関すること。
- (5) 照会、回答、通知、報告、進達、具申、協議、連絡等で軽易なものに関すること。
- (6) 申請、請求、届出、報告等の受理に関すること。
- (7) 台帳等の備付及び記録に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、監査委員に関する事務のうち軽易な事項の処理に関すること。

(公印)

第 6 条 監査委員が使用する公印は、次のとおりとし、公印の管理者は書記長とする。

- (1) 可茂衛生施設利用組合監査委員印
- (2) 可茂衛生施設利用組合代表監査委員印
- 2 前項のもののほか、特別な理由があるときは、必要な公印を置くことができる。
- 3 公印を新調又は改刻しようとするときは公印の種類、寸法、印影、使用開始年月日その他必要な事項を、廃止しようとするときは廃止する旨及び廃止年月日を告示するものとする。
- 4 不要となった公印は、次の区分により保存し、保存期間を経過したものは、焼却その他の方法により廃棄しなければならない。
 - (1) 第1項各号に規定する公印 永年
 - (2) 前号以外の公印 5年(準用規定)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務の処理、公文書の取扱い、職員の服務及び勤務条件等については、管理者の事務部局の例による。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。